解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

岡山市北区川入七九六番地の一三二

有限会社エスエヌプラン

清算人　那須　征司

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

広島市中区本川町二丁目一番九号

株式会社ナイス・サポート

代表清算人　下桶　英夫

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

愛媛県松山市道後北代一二番一八号

有限会社葵荘

清算人　青井　敏浩

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂三丁目一〇番三一号

有限会社ＫＳソフトウェア

代表清算人　森　覚

解散公告（第二回）

当組合は、組合大会の決議により平成二十六年十一月一日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

大阪府堺市堺区築港八幡町一番地

新日鐵住金堺労働組合

清算人　尾崎　拓司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

奈良県奈良市法蓮佐保山一丁目三番地一号

財団法人奈良県青少年会館

清算人　榎　信晴

解散公告（第二回）

当法人は、法定の移行期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したものとみなされたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

広島県尾道市美ノ郷町三成二三〇番地の一

財団法人三成下会

清算人　來山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一六条西九丁目六九七番地、最後の住所札幌市豊平区中の島一条二丁目三番一二―九〇一号

被相続人　亡　坂内　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

札幌市中央区大通西四丁目一番地道銀ビル七階　相続財産管理人　三浦　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡大洗町磯浜町一三一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　助川龍一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階

相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字下唐子一九六七番地二、最後の住所埼玉県東松山市大字野田一一五八番地一

被相続人　亡　小柳　長一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

埼玉県熊谷市仲町三五番地埼玉ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市北所沢町二二六七番地、最後の住所埼玉県所沢市美原町一丁目二九二七番地の一三新所沢マンション一一〇

被相続人　亡　栗原　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

埼玉県川越市新富町一丁目一八番地六　戸田本川越ビル三階

相続財産管理人　弁護士　松本　弥生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市新宿町六丁目二〇番地六六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　樋口　一成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号花磯ビル三〇一

相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市大河端町ホ七三番地、最後の住所石川県金沢市増泉一丁目二〇番二五号

被相続人　亡　大川　尚久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

事務所石川県金沢市金石北一丁目一一番一号吉藤司法書士事務所

相続財産管理人　吉藤　雅一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市本多町一丁目四五五番地、最後の住所石川県金沢市上荒屋一丁目三九番地三

被相続人　亡　髙畠　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

事務所石川県金沢市畝田中四丁目一番地一

一山田達也司法書士事務所

相続財産管理人　山田　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区田町五丁目四八番地、最後の住所静岡県静岡市葵区田町五丁目四八番地の六

被相続人　亡　杉田　昌俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

静岡県静岡市葵区大岩町一三番二三号　杉山繁二郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山繁二郎